

クーポン券発行等業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和5年9月

葛城市産業観光部商工観光プロモーション課

クーポン券発行等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対して支援するために、市内事業所において使用出来るクーポン券（地域振興券）を配布し、年末年始の出費のかさむ時期に使用できるようにするもの。

本要領は、クーポン券発行等業務委託について、委託業者を選定する公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平に実施することを目的に必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

クーポン券発行等業務委託
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

「クーポン券発行等業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和6年3月28日まで

(4) 事業費

契約金額の上限は129,008,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、クーポン券額及び各種郵送料金並びに振込手数料を含むものとする。

(5) その他

本業務の内容については、この要領に示す内容及び応募者から提案のあった内容に基づき、修正を行う場合がある。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和5年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、葛城市競争入札参加資格を有さない場合「4. 入札参加資格を有さない者の参加」に規定する条件を満たすこと。
- (2) 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、ま

たは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (6) 国税及び地方税を完納していること。
- (7) 葛城市暴力団排除条例（平成 23 年葛城市条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (8) 過去 5 年度以内（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）地方公共団体にて地域振興券事業またはプレミアム商品券事業等を受注し、履行を完了した実績があり、本業務に必要な関連知識及び企画・分析能力を有すること。

4. 入札参加資格を有さない者の参加

葛城市競争入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次の追加資料を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- ①提出期限：令和 5 年 10 月 4 日（水）午後 5 時必着
- ②提出書類：次に掲げる書類一式を 1 部提出すること。

提出書類一覧	
1	プロポーザル参加資格要件審査申請書【様式 4】
2	営業所一覧表（本市指定様式、項目要件を満たすものであれば独自様式でも可）
3	履歴事項全部証明書等（写し可） 法人「履歴事項全部証明書」 個人「事業証明書」及び「住民票」
4	納税証明書 完納証明書（写し可） 葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。
	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前 3 か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人：納税証明書「その 3 の 3」 個人：納税証明書「その 3 の 2」 ②市税の完納証明書 ※提出日前 3 か月以内発行のもの ※本市税務課収納促進室にて発行

③参加資格要件の審査について

上記提出された書類を審査し、令和 5 年 10 月 5 日（木）に審査結果をメールで通知する。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行ってください。

5. スケジュール

下表のとおりとする。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合もある。

手 続 等	日 程
公告（募集開始）	令和5年9月28日（木）
質疑提出期限	令和5年10月2日（月）午後5時
質疑回答	令和5年10月4日（水）午後5時
参加申込書提出期限	令和5年10月10日（火）午後5時
提案書類提出期限	令和5年10月11日（水）午後5時
一次審査結果通知	令和5年10月13日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和5年10月17日（火）
二次審査結果通知	令和5年10月19日（木）予定
委託契約書の締結	二次審査結果通知以降速やかに

6. 手続概要

（1）実施要領等の配布

葛城市ホームページからダウンロードすること。

（2）質疑の受付及び回答

【受付期限】 令和5年10月2日（月）午後5時必着

【提出方法】 質疑書【様式5】に内容を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。また提出後電話により受信確認を行うこと。なお、質疑書以外での問合せについては一切受け付けない。

メールアドレス：syokou-kankou@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-5111

なお、件名はクーポン券発行等業務委託質疑とすること。

【回 答】 令和5年10月4日（水）午後5時までに電子メールで質問者に個別回答する。なお、市で公開が必要と判断した質疑回答はホームページに掲載する。

（3）参加申込書の提出

【提出期限】 令和5年10月10日（火）午後5時まで

【提出先】 葛城市役所産業観光部商工観光プロモーション課
〒639-2195 葛城市柿本166番地

【提出方法】 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限日までに必着のこと。

- 【提出書類】 ①参加申請書【様式1】
②参加資格に関する申立書【様式2】
③受注実績調書【様式3】

※過去5年度以内における業務実績を把握するための書類として、契約書の写し及び概要がわかる資料を添付すること。

（4）企画提案書類等の提出

企画提案書は（5）の記載に、見積書は（6）の記載に基づき作成し提出すること。なお、提案は1事業者につき1案とする。

【提出期限】 令和5年10月11日（水）午後5時必着

【提出先】 葛城市役所産業観光部商工観光プロモーション課

【提出方法】 持参又は郵送により提出すること。

持参の場合：事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参すること。

郵送の場合：受領確認が出来る方法（書留等）により提出期限までに必着のこと。

【提出書類】

企画提案書<任意の様式>	10部
業務実施体制表【様式6】	10部
電子媒体（CD-R等）	1部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書	1部

（5）企画提案書の作成

①企画提案書表紙（任意様式）

②企画提案書（任意様式）

（ア）企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書はA4またはA3横書き、片面印刷、5枚までとすること。なお、提案内容は、「クーポン券発行等業務委託仕様書」に基づき作成すること。

（イ）使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

（ウ）記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

(6) 見積書及び内訳書（任意様式）

合計金額に加え内訳を記載すること。なお、見積書及び内訳における数量は、現段階での想定数とする。

※各提出書類の記載内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

7. 選定方法

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

審査は1次審査（書類審査）と2次審査（プレゼンテーション）に分けて行う。いずれも非公開とする。受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和5年10月19日（木）（予定）に通知する。また受託候補者は選定後速やかに本市ホームページで公表する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

(1) 一次審査（10点満点）

①業務実績 <5点満点>

対象：受注実績調書【様式3】

評価方法：過去5年度以内（平成30年4月1日～令和5年3月31日）に、地方公共団体にて地域振興券事業またはプレミアム商品券事業等を受注し、履行を完了した実績があるか。

実績数が3件以上	5点
実績数が1件以上3件未満	2点

②本事業に要する価格点 <5点満点>

対象：見積書（任意様式）

採点は合計金額により行う。

評価方法：下記により計算し、価格点とする。

- ・最低見積価格者の得点は5点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下第三位四捨五入）とする。

「価格点=5点×（最低見積価格※1／見積価格※2）」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

(2) 二次審査（90点満点）

プレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者

及び次点候補者を選定する。

- ア 提案者による内容の説明（20分以内のプレゼンテーション）と、審査委員による質疑応答（10分程度）を行う。
- イ 提案書の内容に沿ってパワーポイント等において表現すること。
- ウ モニター（HDMI入力）は商工観光プロモーション課で準備するが、パソコンその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- エ 参加者は4名までとする。
- オ 社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- カ 開催は令和5年10月17日（火）を予定しているが、実施時間、場所及び詳細については、提出書類等の提出期限後に応募者総数が把握でき次第通知する。
- キ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ク 応募者が多数の場合は、一次審査において事前審査を行い、二次審査を行う上位4者程度を選定する場合がある。

評価方法：二次審査における評価基準は、次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点		
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務を実施するにあたり、十分な人員の確保及び配置体制となっているか。・業務を円滑に遂行する能力（十分な知見・専門知識・ノウハウ・類似実績）を有しているか。	5		
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・業務を円滑に行えるスケジュールとなっており、業務の実施方法を具体的に提案し、実現性が確保されているか。	10		
提案内容	<table border="1"><tr><td>参加店舗の募集・新規開拓・運用管理</td><td><ul style="list-style-type: none">・参加店舗の募集・新規参加店舗の開拓を行うため、参加申込書、募集要項等を作成・配布する体制となっているか。・参加店舗用の運用ツールを必要数作成し、適切な時期に送付できる体制となっているか。</td></tr></table>	参加店舗の募集・新規開拓・運用管理	<ul style="list-style-type: none">・参加店舗の募集・新規参加店舗の開拓を行うため、参加申込書、募集要項等を作成・配布する体制となっているか。・参加店舗用の運用ツールを必要数作成し、適切な時期に送付できる体制となっているか。	15
参加店舗の募集・新規開拓・運用管理	<ul style="list-style-type: none">・参加店舗の募集・新規参加店舗の開拓を行うため、参加申込書、募集要項等を作成・配布する体制となっているか。・参加店舗用の運用ツールを必要数作成し、適切な時期に送付できる体制となっているか。			

提案内容	デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・引換券及びクーポン券に偽造防止の機能はついているか。 ・事業周知及び参加店舗用ポスター並びにステッカーは、分かりやすい効果的なデザインとなっているか。 	10
提案内容	問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者からの質問や苦情に対して、コールセンターで回答を行える体制は整っているか。 	10
提案内容	セキュリティ障害・災害時対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩に対する効果的な防止対策を行っているか。 ・有事の際の報告や障害対応の体制は信頼できるものとなっているか。 	10
独自提案業務	運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・クーポン券への引き換えについて、誰が・いつ・どこで引き換えを行ったかが、即時あるいは少なくとも翌日の午前中には分かる仕組みが備わっているか。 ・引き換え催促のお知らせの郵送や、引換場所に来ることができない市民に対応する体制は整っているか。 	20
独自提案業務	事業検証	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者へ、事業に対する意見を徴収し、事業効果を分析する仕組みは整っているか。 	10
合計			90

9. 契約

受託候補者と協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

10. 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

11. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合
- ②提案した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ⑤二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- ⑥契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提案以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
ただし、市から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

【問合せ先及び各種書類の提出先】

葛城市役所 産業観光部 商工観光プロモーション課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166

(TEL) 0745-44-5111 (直通)

(FAX) 0745-44-5008

(メール) syoukou-kankou@city.katsuragi.lg.jp